

橋本市社会福祉協議会は税額控除対象法人です。

平成 31 年 3 月 28 日以降の橋本市社会福祉協議会への寄附金については、税額控除制度の適用となり、確定申告時に「税額控除」制度を選択すれば、以下の算式により算出された額が所得税から控除されます。橋本市社会福祉協議会の賛助会費も「税額控除」の対象となります。

【税額控除の算出方法】

〈寄附金－2,000 円〉× 40%＝所得税額から控除される額

※寄附金…社会福祉協議会への寄附金及び賛助会費の合計額(所得税額の 25%が上限)

例えば…

橋本市社会福祉協議会へご寄附 50,000 円、社協賛助会費 5,000 円をいただいた場合

(50,000 円+5,000 円-2,000 円) × 40% = 21,200 円 →この額が所得税額から控除されます。

(100 円未満の端数は切り捨て)

税額控除を受けるためには、確定申告書に次の書類の添付が必要です。

①「寄附金の領収書」、「社協賛助会費の領収書」

②「税額控除の証明書」の写し →写しは[こちら](#)

※印刷ができない方は、FAX や郵便でもお送りしますので、橋本市社会福祉協議会へ連絡ください。

詳しくは、国税局ホームページの情報をご参照ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/shotoku321.htm>

■お問合せは、橋本市社会福祉協議会 ☎0736-33-0294